

第 7 そ の 他

- 1 県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱
- 2 軽油特別調査班設置要綱
- 3 家屋評価班設置要綱
- 4 外形標準課税調査班設置要綱
- 5 税務事務電算処理概要
- 6 令和 7 年度都道府県税決算見込額調
- 7 税目別決算見込額調（全国計・令和 4 年度～令和 7 年度）
- 8 令和 8 年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
- 9 県税の税率等の推移
- 10 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移
- 11 県税事務所管轄区域の状況
- 12 県税事務所管轄区域図

1 県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知
令和 6 年 5 月 31 日付け 6 税第 213 号一部改正

(趣旨)

第 1 この要綱は、県税の滞納整理を効果的に行い税収の確保と未収金の縮減に資すること及び県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理の強化に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県税事務所 県税事務所の設置に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された場所にある事務所
- (2) 地域事務所 条例第 3 条及び長野県組織規則の規定により県税事務所に付置される事務所

(業務)

第 3 県税徴収対策及び地方税法第 41 条に規定する個人県民税を含めた市町村税徴収支援対策として実施する業務は次のとおりとする。

- 1 県税の収入確保と未収金の縮減に関すること
- 2 個人住民税の徴収対策に関する次に掲げる事項
 - (1) 協定に基づき県と市町村が協働して実施する併任徴収業務に関すること
 - (2) 地方税法第 739 条の 5 に規定する個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例徴収業務に関すること
- 3 市町村税の徴収支援に関する次に掲げる事項
 - (1) 市町村税務職員の徴収技術向上のための研修に関すること
 - (2) 市町村の滞納整理促進のための会議の開催及び技術的支援・助言に関すること
 - (3) 県と市町村が共同で行う文書催告及び滞納整理に関すること

(県税事務所及び地域事務所の事務の執行)

第 4 事務の執行に当たっては、各県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄範囲や職員体制等の規模が異なることを十分に勘案し、地域の実態に即した執務体制が構築できるよう努めなければならない。

2 県税事務所と地域事務所は常に密接に連携、協力するものとし、職員体制はもとより、業務の難易、繁閑に応じて県税事務所から地域事務所への支援、地域事務所から県税事務所及び他の地域事務所への応援など柔軟な人員の融通や業務の引継ぎ、引受けを行い、県税事務所（地域事務所を含む。）における徴収業務の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

(実施要領)

第 5 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知
令和 4 年 3 月 11 日付け 3 税徴第 67 号一部改正
令和 5 年 4 月 1 日付け 5 税第 188 号一部改正
令和 6 年 5 月 31 日付け 6 税第 213 号一部改正

(趣旨)

第 1 この要領は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 この要領において使用する用語の意義は、要綱第 2 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

エリア 県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄区域をいう。

(県税徴収対策執行計画の策定等)

第 3 要綱第 3 第 1 項に掲げる県税徴収対策業務の執行にあたり、毎年度、次による計画等を策定し、県税収入の確保と未収金の縮減に努める。

- 1 税務課長は、年度当初において前年度の目標、実績、課題等を総括し、「県税事務運営方針」に従って、徴収業務の指針となる「県税徴収対策」を策定する。
- 2 県税事務所長及び地域事務所長（以下「所長等」という。）は、各所の滞納状況や職員体制を勘案し、機能分担制又は地区分担制などの徴収体制を決定するとともに、本要領に定める業務を行う職員を指定した事務分担を決定する。

なお、地域事務所長は、地域事務所の徴収業務を統括して進行管理を行う責任者として徴収業務リーダーを置く。

- 3 所長等は、「県税徴収対策」に基づき、滞納案件や整理状況を十分に分析し、徴収率、収入未済額、滞納処分件数等の具体的数値目標を設定するとともに、県税事務所と地域事務所の連携や市町村支援に係る事項等を定めた「滞納整理計画」を策定する。また、収税課長、収税係長及び徴収業務リーダー（以下「収税課長等」という。）は、滞納整理計画における目標を達成するため協議の上、各所ごとに次の行動計画を策定する。なお、行動計画の策定に当たり、地域事務所においては、徴収以外の業務の繁忙期等における調整を図るものとする。

(1) 年間行動計画

毎年 6 月を始期とし翌年 5 月を終期とする年間の行動計画を策定し、各税目の賦課時期や決算期などを考慮した上で、各所の実情に合わせた適切な時期に、差押強化期間などの滞納整理重点取組期間を設定する。

(2) 月間行動計画

年間行動計画を確実に履行するため、各月の行事予定や一斉催告・電算処理日程び定期

的なヒアリング結果などを勘案して月間行動計画を作成する。

- 4 所長等及び収税課長等は、適期・適切なマネジメントの重要性を強く認識し、定期的に次のヒアリングを実施し、滞納整理が計画どおり推進されているか確認して的確な進行管理に努めるとともに、個別・具体的な事情を踏まえた処理方針を決定し、指示する。

(1) 数値管理

徴収実績や未納データ、滞納処分状況数値などを基に、前年度実績や他所等との比較及び職員ごとの実績を聞き取るにより、行動計画に定めた事項が確実に実行されているかどうかを確認する。また、ヒアリング結果に応じて職員ごとに適切な指示をするとともに、年間目標達成ができるよう適宜行動計画に必要な修正を加え、徴収職員全員に周知する。

(2) 事案管理

滞納案件の個別ヒアリングを行い、案件の内容を正確に把握した上で、取るべき対応策を職員と管理監督者が共有することとし、経験の浅い職員をフォローする体制や困難案件等について所全体で解決に向け取り組める体制を整える。

(市町村支援担当の配置)

- 第4 要綱第3第2項及び第3項の業務を円滑に推進するため、各所に、個人住民税徴収対策と市町村税徴収支援に従事し、市町村窓口となる適切な人数の「市町村支援担当」を置く。

(個人住民税の徴収対策)

- 第5 要綱第3第2項に掲げる個人住民税徴収対策業務は、次により実施する。

- 1 別に定める「個人住民税併任徴収業務実施規程」
- 2 地方税法第739条の5及び別に定める「個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱」

(市町村税の徴収支援等)

- 第6 要綱第3第3項に掲げる市町村税徴収支援業務は次により実施する。

- 1 別に定める「市町村税務職員実務研修要綱・要領」
- 2 徴収事務の執行について援助を必要とする市町村に対し、日ごろから技術的支援・助言に努めるとともに、徴収成績の向上対策や個別の滞納事案解決のために採るべき徴収対策を検討するため、市町村ごとに個別調整会議を開催する。
- 3 県、市町村に共通する滞納者の場合は、市町村長と県税事務所長連名の文書催告や共同で行う滞納整理も活用するとともに、長野県地方税滞納整理機構との連携を図る。

(所長等の責務)

- 第7 要綱第4に定める執務体制の構築にあたり、所長等及び収税課長は次の事項に留意しなければならない。

- 1 所長等は、市町村の数や規模、滞納者数などの地域の実態を十分に把握し、常に密接な

連携を取り合って、時宜に適った県税事務所と地域事務所間の支援や応援の必要性を判断するとともに、柔軟な働き方を積極的に取り入れ、エリア内の効果的な徴収業務の配分や休暇の取りやすい環境づくりに努める。

- 2 収税課長は、エリアの徴収業務の責任者として、収税係長、徴収業務リーダー及び後記第8に定めるエリア支援担当と密接に連携し、エリア会議や個別調整会議など各種会議の開催や進行管理ヒアリングを実施するとともに、市町村税務職員実務研修や職場研修などの計画的な執行に努める。

(県税事務所と地域事務所の連携等)

第8 要綱第4第2項に定める県税事務所と地域事務所間の連携強化を図り、徴収業務の円滑かつ効率的な実施のため、次の体制を各エリアに整備する。

- 1 エリア支援担当の配置

税務課長は、各エリアに「エリア支援担当」を置き、次の業務を実施する。

- ア エリア全体の県税事務所及び市町村の徴収職員の実践力、資質向上を図るための日常業務を通じた滞納処分の様々な手法や実践方法の技術的指導、助言及び徴収技術の研修
- イ 地域事務所の困難案件等の滞納整理の支援
- ウ エリア内の市町村支援担当の支援
- エ 県税事務所と地域事務所の相互支援や人員融通の連絡調整

- 2 エリア徴収対策会議の開催

滞納整理計画、行動計画、進捗状況等に係る情報共有を図るとともに、県税事務所への引継ぎ、相互支援に関することなどを協議して、エリア内の徴収業務を県税事務所と地域事務所が一体となって推進するため、エリア徴収対策会議を定期的を開催する。

(徴収対策担当の支援)

第9 税務課長は、県税事務所及び地域事務所が徴収業務を円滑に推進するための支援を次のとおり行う。

- ア 情報提供・共有、業務の改善等のための収税課長等会議の開催等
- イ 職員の徴収技術向上のための研修会の開催や研修参加の推進
- ウ 市町村支援担当の円滑な業務の実施のための研修会の開催や情報提供
- エ エリア支援業務の円滑な実施のためのエリア支援担当への指導等

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項については各エリアの実情に応じて定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3の「県税徴収対策」及び「滞納整理計画」については、平成30年6月1日から施行するものとする。

税務課徴収対策担当兼務職員設置要綱

令和4年3月11日付け3税徴第67号通知
令和5年6月30日付け5税第241号一部改正
令和6年2月28日付け5税第633号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、県税事務所と管轄の地域事務所（「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱」第2に定める地域事務所をいう。）の一層の連携を図り、徴収職員の能力向上や市町村税徴収支援の円滑な実施等に資するため、税務課徴収対策担当兼務職員（以下「兼務職員」という。）を県税事務所又は地域事務所に置くことについて、必要な事項を定めるものとする。

(兼務の発令等)

第2 県税事務所又は地域事務所に勤務を命ぜられた者は、県税事務所長の推薦に基づき、税務課徴収対策担当に兼務を発令されるものとする。

2 兼務職員が勤務する機関及び担当区域は、別表とおりとする。

(業務)

第3 兼務職員は、「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領」第8第1項に掲げるエリア支援担当の業務を行うほか、税務課徴収対策担当を本務とする職員とともに次の業務を行うものとする。

- (1) 徴収業務に係る助言・指導、改善
- (2) 徴収技術に係る調査研究
- (3) 研修の講師
- (4) 税務考査の考査員
- (5) (1)及び(2)に係る県税事務所や市町村への情報提供

2 エリア支援の業務の実施については、当該区域を管轄する県税事務所長の決裁を受けるものとする。

(税務課徴収対策担当との連携)

第4 兼務職員は、税務課長が招集する会議に出席するものとする。

2 兼務職員は、エリア支援の実施状況について税務課徴収対策担当へ報告をするものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

兼務職員が勤務する機関	担 当 区 域
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
総合県税事務所北信事務所	
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
東信県税事務所上田事務所	
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所諏訪事務所	
南信県税事務所飯田事務所	
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所木曽事務所	
中信県税事務所大町事務所	

個人住民税併任徴収業務実施規程

平成21年 3 月25日付け20税第345号通知
平成30年 3 月27日付け29税徴第43号一部改正

(趣旨)

第1 この規程は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領第5の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(併任徴収の依頼)

第2 市町村長は、併任徴収の実施を希望するときは、依頼書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(協定の締結)

第3 知事は、市町村長から第2の規定による依頼書の提出があり、併任徴収を必要と認めるときは、当該市町村長と「県と市町村の協働による滞納整理に関する協定」(以下「併任協定」という。)を締結するものとする。

(併任期間)

第4 併任職員の併任期間は、原則として1年以内とし、年度を越えないものとする。

(併任職員が行う滞納整理業務)

第5 併任職員が行う滞納整理業務は、原則として1軒当たりの個人住民税の滞納額が50万円以上のもの及び市町村税の大口、対応困難なものとする。

(徴収金の充当)

第6 併任職員が行う滞納整理によって得た徴収金は、原則として、まず個人住民税に充当し、その後、その他の市町村税に充当するものとする。

(報告)

第7 併任協定の締結市町村の長は、併任職員が滞納整理に従事した場合は、併任職員滞納整理実績報告書(様式第2号)を毎年5月末日までに知事に報告するものとする。
2 知事は、前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、報告を求めることができる。

(実施期日)

第8 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱

平成 21 年 11 月 10 日付け 21 税徴第 34 号通知
平成 29 年 3 月 28 日付け 28 税徴第 41 号一部改正
平成 30 年 3 月 28 日付け 29 税徴第 44 号一部改正
令和 3 年 5 月 24 日付け 3 税徴第 16 号一部改正
令和 6 年 1 月 1 日付け 5 税第 533 号一部改正

(目的)

第 1 地方税法（以下「法」という。）第 739 条の 5 の規定による個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例（以下「特例」という。）の実施に関して必要な事項について定める。

(引継ぎの対象とする徴収金)

第 2 特例による引継ぎの対象とする徴収金は、高額滞納事案、徴収困難事案及びその他協議により引き継ぐことが適当であると認めた事案とする。

なお、引継ぎをする徴収金の選定にあたっては、納付の履歴、納付交渉の経過、滞納者の誠意の有無、それまでに把握されている財産の状況、負債の状況、差押えの有無等を考慮するものとする。

2 以下の事案については、引継ぎの対象としない。

- (1) 異議申立て又は訴訟等が提起されている事案
- (2) 相続による訴訟等により、相続人毎の納税義務の承継税額が確定するまでに相当の期間を要すると認められる事案
- (3) 個人の市町村民税及び森林環境税（以下「個人の市町村民税等」という。）以外の税目と併せて滞納処分に着手している事案
- (4) 破産手続開始決定、会社更生手続開始決定がなされている事案
- (5) 法又は市町村税条例の規定による徴収猶予又は換価猶予中の事案

(引継期間)

第 3 引継期間は 1 年以内の継続した一定の期間とし、期間の終期は 3 月末とする。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、期間が経過した場合においても、市町村長との協議により滞納処分を続行することができる。

- ア 納付の委託を受けた有価証券の支払期限が引継期間内に到来しないもの
- イ 差押財産の換価及び配当又は取立てが引継期間内に間に合わないもの
- ウ 滞納処分に関し、審査請求又は訴訟が提起されたもの
- エ その他滞納処分の続行が適当と認められるもの

(市町村長との協議)

第 4 県税事務所長は、個別調整会議（「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領」

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号総務部長通知）等において、引継ぎ実施の可否、対象とする事案の選定及び期間について、市町村長と協議を行う。

なお、協議に当たっては、市町村で作成・管理している滞納整理票等の写し（以下「滞納整理表等」という。）により行うものとする。

（引継ぎの手続き）

第 5 第 4 の協議が整った場合、以下の手続きにより徴収金の引継ぎを行う。

（1）同意書の徴取

ア 県税事務所長は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意依頼書」（様式第 1 号の 1）により市町村長に同意を求める。

イ 市町村長がこれに同意する場合は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意書」（様式第 1 号の 2）を県税事務所長に送付する。

（2）引継ぎの予告

市町村長は、引継ぎを行うこととした滞納者に対して、今後は徴収の権限が県税事務所長に引き継がれ、県税事務所長が直接滞納処分を実施することとなる旨を記載した「納税催告書兼徴収引継予告書」（様式第 2 号）により、納付（入）の催告をする。

（3）徴収引継書の交付

ア 市町村長は、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引継書」（様式第 3 号の 1）に、滞納整理票等を添付し、県税事務所長に交付する。

イ 県税事務所長は、アによる文書の交付を受けた場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引受書」（様式第 3 号の 2）を市町村長に交付する。

（4）差押財産等の引継ぎ

市町村長は、滞納処分に着手している徴収金を引継ぐ場合は、当該滞納処分に係る差押財産等の引継ぎを以下の手続きにより行う。

ア 市町村長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、「差押関係書類引渡書」（正・副）（様式第 4 号）及び「差押財産引渡通知書」（正・副）（様式第 5 号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は署名（記名を含む。）押印した「差押関係書類引渡書」（副）及び「差押財産引渡通知書」（副）を返還する。

イ アの差押財産以外の差押財産の引継ぎは、「差押関係書類引渡書」（正・副）を作成し、差押関係書類を所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した「差押関係書類引渡書」（副）を返還する。

ウ イの規定にかかわらず、滞納者等又は第三者に保管させている差押財産の引継ぎは、「差押関係書類引渡書」（正・副）、「差押財産引渡通知書」（正・副）及び「差押財産引渡依頼書」（様式第 6 号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡す。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した「差押関係書類引渡

書」(副)及び「差押財産引渡通知書」(副)を返還する。

エ 県税事務所長は、ウで引継ぎを受けた差押財産を保管する滞納者等又は第三者に対し、「差押財産引渡依頼書」を交付し、その財産の引渡しを受ける。ただし、必要があると認めるときは、引き継いだ差押財産を滞納者等又は第三者に保管させることができる。

その場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

オ 「差押財産引渡通知書」の交付の日の翌日以降の差押財産に係る保管に関する費用は、県の滞納処分費となる。

(5) 滞納者への通知

県税事務所長は、徴収の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の県民税、個人の市町村民税等徴収引継通知書(県用)」(様式第7号)により滞納者に通知する。

(6) 特例に係る徴収金の管理

県税事務所長は、市町村長から引継ぎを受けた徴収金については、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る特例徴収金整理簿」(様式第8号)及び「個人の県民税、個人の市町村民税等滞納整理票」(様式第9号)により管理する。

(徴収金の取扱い)

第6 県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は以下のとおり取扱う。

(1) 徴収金の収納

県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は、歳入歳出外現金として取り扱うこととし、収入管理事務取扱要領(平成4年12月21日付け4税第262号総務部長通達)第8章第2節第1に規定する徴収受託金として収納する。

(2) 市町村への払込み

県税事務所長は、徴収した特例に係る徴収金の全額(県の滞納処分費を除く)について、当該市町村に払い込むとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税等払込通知書」(様式第10号)により当該市町村長に通知する。

(3) 市町村から県への払込み

市町村は、特例に係る徴収金が県税事務所から払い込まれたときは、当該徴収金に係る県民税については、長野県県税条例(昭和25年9月6日付け条例第41号。以下「県税条例」という。)第24条の規定により払い込む。

(引継期間中の市町村と県税事務所の協力等)

第7 引継期間中における市町村との協力は以下による。

(1) 市町村に納付(入)された場合の取扱い

ア 市町村長は、引継ぎに係る徴収金について、滞納者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定した場所に納入したときは、直ちにその旨を電話により県税事務所長に連絡するとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税等納付(納入)報告書」(様式第11号)により報告をする。

イ 県税事務所長は、引き継いだ徴収金について市町村長から納付（入）の報告があった場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税等滞納整理票」（様式第 9 号）に納付（入）金額を書き込むとともに、市町村に納付（入）された旨を記載する。

（２）滞納処分の手続き

特例により引き継いだ徴収金について、滞納処分の登記（登録を含む。以下同じ。）をする場合、登記の嘱託は県税事務所長名で行うが、登記権利者又は登記義務者の表示は、徴収の引継ぎをした市町村長名とする。

なお、登記を嘱託する県税事務所長が当該嘱託の権限を有する者であることを証する書面として、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引継書」（様式第 3 号の 1、当該滞納者に係る「別表」を添付すること。）の写しに、徴収の引継ぎをした旨の市町村徴税吏員の証明を受け嘱託書に添付する。（「道府県による個人の住民税の徴収について（平成 17 年 4 月 1 日付け総税市第 29 号総務省自治税務局市町村税課長通知）」を参照）

（３）現年度課税分の引継ぎ

引継ぎに係る滞納者が引継期間中に現年度課税分の個人住民税を滞納した場合には、市町村長は県税事務所長に協議し、協議が整った場合第 5（３）から（５）により引継ぎの処理を行う。

（４）滞納者への納税証明書の交付

引継期間中に滞納者から納税証明書の交付申請があった場合、市町村長は納付の有無を電話により県税事務所長に確認する。

（市町村長への引継ぎ）

第 8 引継期間を終了した場合、県税事務所長は滞納処分を続行するものを除き、以下の手続きにより市町村長へ徴収金の引継ぎを行う。

ただし、第 4 による協議の結果、滞納処分を続行するものとして市町村への引継ぎを行わないものについては、「個人の県民税、個人の市町村民税等の滞納処分の続行通知書」（様式第 18 号）を交付する。

（１）徴収金の引継ぎ

ア 県税事務所長は、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引継書（返還用）」（様式第 12 号の 1）に「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税等滞納整理票」（様式第 9 号）の写しを添付し、市町村長に交付する。

また、「個人の県民税、個人の市町村民税等の徴収及び滞納処分通知書」（様式第 13 号）により引継期間に行った徴収及び滞納処分の状況を通知する。

イ 市町村長はアの引継ぎを受けたときは、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引受書（返還用）」（様式第 12 号の 2）を県税事務所長あて交付する。

（２）差押財産等の引継ぎ

引継期間中に滞納処分を行った徴収金で、当該期間中に完結しない場合の差押財産等の引継ぎは、以下の手続きにより行う。

ア 県税事務所長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、「差押関係書類引渡書（返還用）」（正・副）（様式第 14 号）及び「差押財産引渡通知書（返還用）」（正・副）（様式第 15 号）を作成し、差押関係書類とともに市町村長に引き渡すことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は「差押関係書類引渡書（返還用）」（副）及び「差押財産引渡通知書（返還用）」（副）に署名（記名を含む。）押印した上でこれらの書類を返還する。

イ アの場合以外の差押財産等の引継ぎは、差「押関係書類引渡書（返還用）」（正・副）を作成し、差押関係書類を市町村長に引き継ぐことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は、「差押関係書類引渡書（返還用）」（副）に署名（記名を含む。）押印した上でこの書類を返還する。

ウ イの規定により差押財産の引継ぎを行う場合において、滞納者等若しくは第三者に保管させている差押財産又は第三債務者のある差押財産があるときは、「差押財産引継通知書」（様式第 16 号）により、差押財産を保管する者又は第三債務者に対して、これらの差押財産を市町村長に引き継いだことを通知する。

（３）滞納者への通知

市町村長は（１）の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の県民税、個人の市町村民税等の徴収引継通知書（市町村用）」（様式第 17 号）により滞納者に通知する。

（徴収取扱費）

第 9 県税事務所長が特例により徴収した平成 18 年度以前の徴収金については、県税条例第 26 条に規定する徴収取扱費の額の算定の対象から除く。

ただし、引継期間中（滞納処分を続行したものについては当該続行期間中）に市町村に納付（入）のあった金額についてはこの限りではない。

（総合県税事務所長への報告）

第 10 県税事務所長は、特例による徴収を実施した場合（平成 18 年度以前の徴収金の払込みを含むものに限る）には、第 6（２）で市町村長に通知した「個人の県民税、個人の市町村民税等払込通知書」（様式第 10 号）の写しを、徴収した翌月の 10 日までに総合県税事務所長に送付する。

（その他）

第 11 この要綱に定めのない事項については、県税事務所長と市町村長が適宜協議をする。

（実施期日）

第 12 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱

平成6年3月24日付け5税第374号通達

平成9年4月1日付け9税第11号一部改正

平成15年(2003年)4月1日付け15税第3号一部改正

平成16年(2004年)10月29日付け16税第262号一部改正

平成18年(2006年)4月1日付け18税第1号一部改正

平成18年(2006年)11月1日付け18税第225号一部改正

平成21年(2009年)4月1日付け21税第11号一部改正

平成23年(2011年)4月1日付け23税第4号一部改正

平成24年(2012年)4月2日付け24税第5号一部改正

平成26年(2014年)4月1日付け26税第2号一部改正

平成27年(2015年)4月1日付け27税第1号一部改正

平成29年(2017年)3月28日付け28税第401号一部改正

平成30年(2018年)3月27日付け29税第486号一部改正

令和4年(2022年)3月30日付け3税第558号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、軽油引取税の不正混和軽油等に係る調査を広域的かつ専門的に行うため、軽油特別調査班(以下「特別調査班」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 特別調査班は、総務部税務課内に置く。

2 特別調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員(軽油引取税担当)及び班員をもって編成する。

3 班員は、県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

(統括班長等)

第3 特別調査班に統括班長を1名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 特別調査班に副統括班長を1名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、特別調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

(業務)

第4 特別調査班は、軽油引取税の不正混和軽油等による脱税を防止し、課税の適正、公平を図るための業務を行うものとする。

(軽油特別調査班会議)

第5 統括班長は、必要に応じて軽油特別調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

軽油特別調査班設置要綱実施要領

平成 9 年 4 月 1 日付け 9 税第 12 号通知
平成 10 年 4 月 1 日付け 10 税第 8 号一部改正
平成 15 年（2003 年） 4 月 1 日付け 15 税第 3 号一部改正
平成 18 年（2006 年） 4 月 1 日付け 18 税第 1 号一部改正
平成 18 年（2006 年） 11 月 1 日付け 18 税第 225 号一部改正
平成 21 年（2009 年） 4 月 1 日付け 21 税第 11 号一部改正
平成 23 年（2011 年） 4 月 1 日付け 23 税第 4 号一部改正
平成 26 年（2014 年） 4 月 1 日付け 26 税第 3 号一部改正
平成 29 年（2017 年） 3 月 28 日付け 28 税第 401 号一部改正
平成 30 年（2018 年） 3 月 27 日付け 29 税第 486 号一部改正
令和 4 年（2022 年） 3 月 30 日付け 3 税第 558 号一部改正

（趣旨）

第 1 この実施要領は、軽油特別調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 要綱第 4 に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地方税法に基づく犯則事件の調査及び処分
- (2) 他都道府県との連携を要するなど、広域的又は大規模な調査を行う必要があるもの
- (3) その他、軽油引取税に係る調査及び申告指導のうち、特別調査班が行うことが適当と統括班長（要綱第 3 第 1 項に規定する「統括班長」をいう。以下同じ。）が認めるもの

2 前項の調査等の実施に当たっては、統括班長の指揮監督下において実施するものとする。

（軽油特別調査班会議）

第 3 要綱第 5 に定める軽油特別調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、次に掲げる場合に会議を招集する。

- (1) 班員から検討すべき案件が報告された場合
- (2) その他、会議を招集する必要があると認める場合

3 統括班長は、必要に応じて総務部税務課職員、県税事務所職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（調査状況報告）

第 4 班員は、統括班長及び課税権を有する県税事務所長に対し、毎月 10 日までに前月分の調査状況を調査報告書（別紙様式 1）により報告するほか、調査及び申告指導の実施に当たっての問題点等について、統括班長に対して随時報告（任意様式）を行うものとする。

（実施期日）

第 5 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱の制定に伴う取扱いについて（平成 6 年 3 月 28 日付け総務部長通知）は廃止する。

3 家 屋 評 価 班 設 置 要 綱

平成15年（2003年）3月25日付け14税第440号 通 達
平成17年（2005年）4月1日付け17税第 3号一部改正
平成18年（2006年）4月1日付け18税第 2号一部改正
平成18年（2006年）11月1日付け18税第224号一部改正
平成21年（2009年）4月1日付け21税第 3号一部改正
平成23年（2011年）4月1日付け23税第 38号一部改正
平成26年（2014年）9月26日付け26税第264号一部改正
平成29年（2017年）3月28日付け28税第404号一部改正
平成30年（2018年）3月27日付け29税第492号一部改正
令和2年（2020年）4月1日付け2税第 20号一部改正

（趣 旨）

第1 この要綱は、不動産取得税に係る課税事務のうち、大規模家屋等の家屋評価事務を専門的に行うとともに、評価技術の向上を図るため、家屋評価班を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2 家屋評価班は、総務部税務課内に置く。

2 家屋評価班は、課長補佐、課税係長、課税係員（不動産取得税担当）、家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）をもって編成する。

3 総務部税務課を本務とする家屋評価員等は、別表左欄の県税事務所（以下「駐在場所」という。）に駐在し、別表右欄の区域を担当する。

4 県税事務所を本務とする家屋評価員等は、駐在場所県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

（統括班長等）

第3 家屋評価班に統括班長を1名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 家屋評価班に副統括班長を1名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、家屋評価班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

4 駐在場所に担当班長を置き、総務部税務課を本務とする職員をもって充てる。

5 担当班長は、駐在場所の家屋評価員等を統括する。

（業 務）

第4 家屋評価班は、次の事務を行うものとする。

（1）大規模家屋（延床面積が概ね1,500㎡以上）の評価事務に関すること。

（2）大型チェーン店の評価事務に関すること。

（3）その他評価が困難な家屋の評価事務に関すること。

（4）家屋評価に係る審査請求の検証に関すること。

（5）家屋評価研修に関すること。

（6）家屋評価計算システムの保守等に関すること。

（7）家屋評価技術の向上に関すること。

（8）県税事務所が行う不動産取得税の課税事務。

（家屋評価班会議）

第5 統括班長は、必要に応じて家屋評価班会議を招集することができる。

（実施要領）

第6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）

第7 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

別表

駐在場所	担 当 地 区
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域及び 東信県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域及び 総合県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域及び 中信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域及び 南信県税事務所の管轄区域

家屋評価班家屋評価事務実施要領

平成 15 年（2003 年） 3 月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年（2005 年） 4 月 1 日付け 17 税第 3 号一部改正
平成 18 年（2006 年） 4 月 1 日付け 18 税第 2 号一部改正
平成 18 年（2006 年） 11 月 1 日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 20 年（2008 年） 4 月 1 日付け 20 税第 6 号一部改正
平成 21 年（2009 年） 4 月 1 日付け 21 税第 3 号一部改正
平成 23 年（2011 年） 4 月 1 日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年（2014 年） 9 月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年（2017 年） 3 月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正
平成 30 年（2018 年） 3 月 27 日付け 29 税第 492 号一部改正

（趣 旨）

第 1 この要領は、家屋評価班設置要綱（以下「要綱」という。）のうち、家屋評価事務の施行について必要な事項を定めるものとする。

（担当範囲）

第 2 家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）は、要綱第 2 第 3 項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の家屋評価事務を行うことができる。

（大規模家屋等の家屋評価事務事前処理）

第 3 要綱別表左欄の駐在場所の県税事務所長は、要綱第 4 第 1 号から第 3 号の規定に該当すると認められる大規模家屋等（前年 1 2 月末日までに完成した家屋を除く。）について、「大規模家屋等評価予定一覧表」（様式第 1 号）を作成し、家屋評価班に報告する。

作成した「大規模家屋等評価予定一覧表」に追加又は変更があった場合は、随時、家屋評価班に報告する。

2 担当班長は、前項により作成された「大規模家屋等評価予定一覧表」に「評価予定時期」など必要事項を記載し統括班長に報告する。

（大規模家屋等の家屋評価）

第 4 家屋評価員等は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、評価対象家屋の現地調査及び評点数の算出を行う。

2 評点数の算出は、課税所の県税事務所長の意見を聞いて行う。

3 担当班長は、評点数の算出が終了したものについて、部分別評点算出表、図面等を課税所の県税事務所長に送付する。

4 担当班長は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、大規模家屋等の評価の進捗管理を行う。

（県税事務所への支援等）

第 5 家屋評価班は、県税事務所職員の評価技術の向上を図るために必要な支援を行う。

2 家屋評価班は、県税事務所が行う不動産取得税の課税事務を行う。

（家屋評価班会議）

第 6 要綱第 5 に定める家屋評価班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、必要に応じて、総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（評価状況報告）

第 7 担当班長は、月分の評価状況を取りまとめ、翌月 5 日までに「大規模家屋等評価状況報告書」（様式第 2 号）により統括班長に報告する。

（実施期日）

第 8 この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

4 外形標準課税調査班設置要綱

平成 30 年 3 月 23 日付け 29 税第 482 号通達

令和 3 年 3 月 8 日付け 2 税第 517 号一部改正

(趣 旨)

第 1 この要綱は、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税に係る課税事務（以下「法人課税事務」という。）のうち、資本金又は出資金が 1 億円を超える県内に本店を有する法人（以下「県内本店外形法人」という。）の申告等の調査を専門的に行うとともに、県税事務所が行う地方税法第 72 条の 41 の適用をうける法人（以下「自主決定法人」という。）に対する課税及び調査技術の向上を図るため、外形標準課税調査班（以下「外形調査班」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 外形調査班は、総務部税務課内に置く。

2 外形調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員（法人課税事務担当）、外形標準課税調査員及び班員（以下「外形調査員等」という。）をもって編成する。

3 別表左欄の県税事務所を本務とする外形調査員等は、担当する区域を別表右欄のとおりとする。

4 県税事務所を本務とする外形調査員等は、当該県税事務所の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

(統括班長等)

第 3 外形調査班に統括班長を 1 名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 外形調査班に副統括班長を 1 名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は外形調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

(業 務)

第 4 外形調査班は、次の事務を行うものとする。

(1) 県内本店外形法人の調査事務に関すること。

(2) 県税事務所が行う自主決定法人の課税及び調査事務に係る必要な支援に関すること。

(3) 法人課税事務についての研修に関すること。

(外形調査班会議)

第 5 統括班長は、必要に応じて外形標準課税調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第 6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第 7 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

(別 表)

県税事務所	担 当 区 域
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域

外形標準課税調査班設置要綱実施要領

平成 30 年 3 月 23 日付け 29 税第 482 号通達

令和 3 年 3 月 8 日付け 2 税第 517 号一部改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、外形標準課税調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域)

第 2 外形調査員等は、要綱第 2 第 3 項の規定に関わらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の事務を行うことができる。

(業 務)

第 3 要綱第 4 第 1 号に規定する業務は、地方税法第 26 条及び第 72 条の 7 の規定に基づき行う調査とする。

2 外形調査員等が前項の調査を実施した際は、調査結果の復命を行い、調査対象法人の主たる事務所の所在地を管轄する県税事務所長の決裁を受けるものとする。

3 外形調査班は、県税事務所が行う自主決定法人の課税及び調査事務に係る技術の向上を図るために、研修その他必要な支援を行う。

(外形調査班会議)

第 4 要綱第 5 に定める外形標準課税調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、必要に応じて総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

(実施期日)

第 5 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

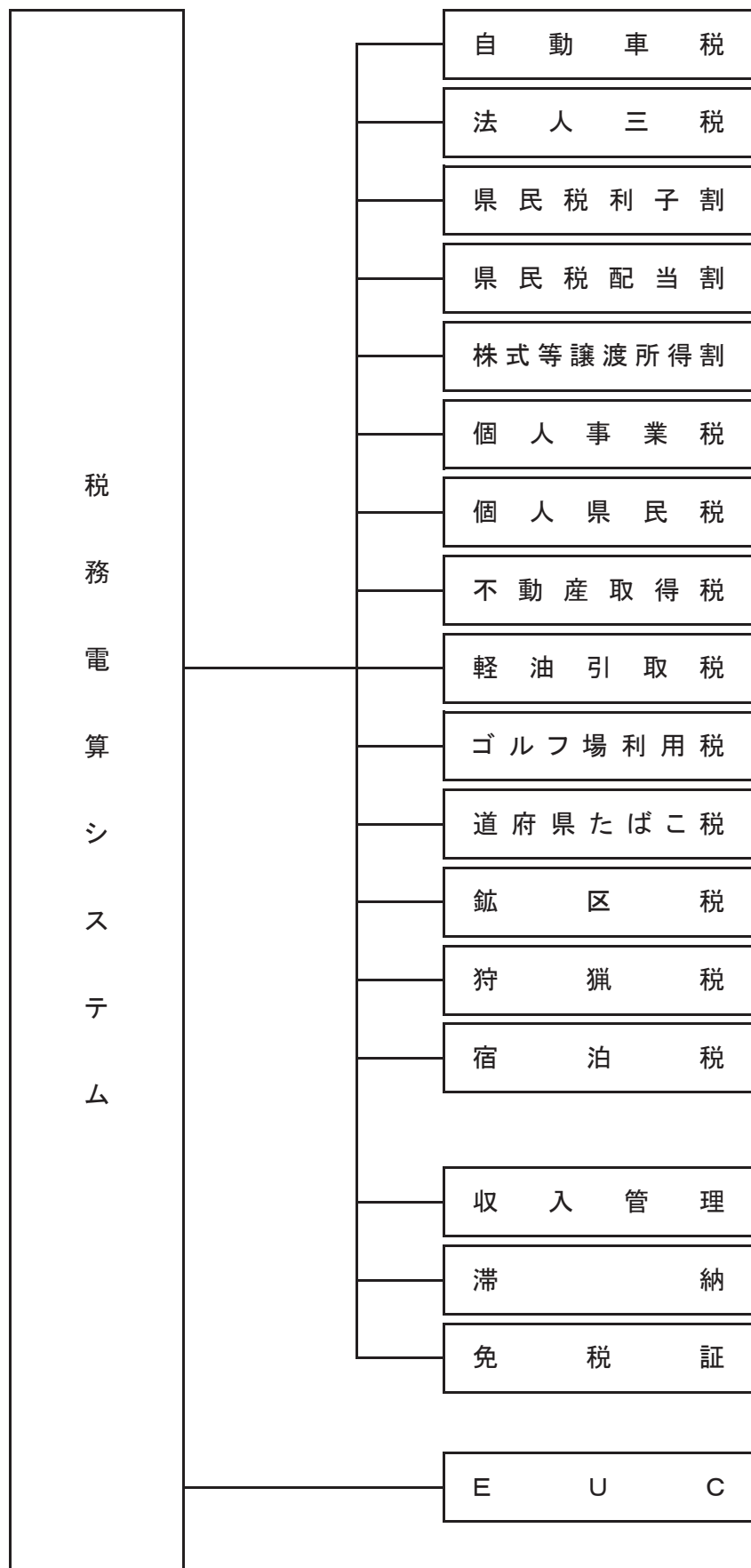
5 税 務 事 務 電 算 処 理 概 要

(1) 税務事務電算化の経緯

年 月	概 要
昭和45年 4 月	自動車税 電算事務処理開始
昭和56年 4 月	法人県民税・法人事業税 電算事務処理開始
昭和57年 4 月	料理飲食等消費税 電算事務処理開始
昭和60年 4 月	税務事務電算化プロジェクトチーム設置
昭和61年 4 月	税務事務総合オンラインシステム開発担当専任職員配置
昭和62年 2 月	自動車税オンラインシステム 運用開始
昭和62年 4 月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発着手
平成 2 年 4 月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発分運用開始 税務事務総合オンラインシステム 第2次開発着手
平成 4 年 4 月	税務事務総合オンラインシステム 第2次開発分運用開始
平成13年 4 月	税務電算システム整備着手 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合)
平成15年 4 月	税務電算システム運用開始 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合による)
平成15年11月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成16年10月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成18年1月	地方税電子申告審査システム運用開始 (法人二税)
平成18年10月	諏訪ナンバー追加に伴う自動車税システム改修終了、運用開始
平成20年 4 月	自動車税コンビニ収納運用開始
平成20年 9 月	長野県森林づくり県民税導入に伴う運用開始
平成20年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成21年 4 月	身体障害者等に対する減免制度の改正に伴う自動車二税運用開始
平成21年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成21年12月	滞納整理システム運用開始 (個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税)
平成23年 1 月	国税連携システム運用開始 (個人事業税)
平成24年 7 月	ホストコンピュータアウトソーシングによる運用開始

年 月	概 要
平成25年 4 月	税務基幹連携システム運用開始（法人二税・個人事業税）
平成26年 7 月	税務電算システム再構築着手
平成27年12月	自動車税納税確認システム（JNKS）へのデータ連携開始
平成28年 8 月	地方税電子申告審査システム ASPサービスによる運用開始
平成29年 7 月	ホストマシンを廃止。滞納整理システムを統合した新税務電算システム運用開始
平成30年12月	国税連携システム ASPサービスによる運用開始
令和元年10月	地方税共通納税システムとのデータ連携開始（法人三税）
令和 2 年 1 月	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（O S S）の運用開始
令和 3 年10月	地方税共通納税システムとのデータ連携開始（県民税三割）
令和 5 年 4 月	地方税共通納税システムとのデータ連携開始（「地方税お支払いサイト」データ） 「地方税お支払いサイト」運用開始
令和 7 年 5 月	安曇野、南信州ナンバー追加に伴う自動車税機能の運用開始
令和 8 年 6 月	宿泊税導入に伴う宿泊税機能の運用開始
令和 8 年 9 月	税務電算システム再構築着手

(2) 電算処理システム体系



(3) 電算処理内容

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
法 人 二 税	法人情報登録 税理士登録 申告データ入力 調査資料入力 調定取消入力 法人検索照会 法人情報照会 課税情報照会 調定情報照会 事業年度情報入力	調定確定処理 不申告法人・未処理法人リスト作成 課税標準額等の調査書作成 電子申告データ取込み処理 国税データマッチング処理 申告書プレプリント 各種統計資料作成 更正決定是認処理 法人名簿作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成 調定見込み資料作成
個 人 事 業 税	個人情報入力 課税情報入力 個人情報照会 課税状況照会 調査資料入力 納税通知書返戻入力 課税台帳作成	調定確定処理 国税連携データ登録 課税台帳作成 各種データ（新規・未処理等）抽出処理 定期調定分納税通知書、後期分納付書作成 一括口座振替データ作成 個人名簿作成 調定見込み資料作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成
不 動 産 取 得 税	課税データの登録 課税データの変更入力 譲渡者情報の変更入力 取得物件情報の変更入力 訂正・減額入力 名寄せ照会 課税状況照会 取得者情報、譲渡者情報、取得物件情報照会	収集資料のチェック登録処理 価格決定処理 各種統計資料作成 調定処理 保留データ一覧表作成 総務省報告資料作成 見込み資料作成 名寄せ検索合算リスト作成
ゴルフ場利用税	特徴者情報登録 等級決定情報入力 申告データ入力 申告是認、更正決定入力 ゴルフ場検索照会 特徴者情報照会 課税処分、課税処分(履歴)照会	各種統計資料作成 更正決定処理 調定確定処理 報償金算定処理 交付金算定処理 申告書等プレプリント 総務省報告資料作成
軽 油 引 取 税	事業者・事業所データ登録 申告・更正・決定・是認入力 調定取消入力 事業者・事業所の照会 課税状況照会	調定確定処理 各種統計資料作成 総務省報告資料作成 名簿作成 調定見込み資料作成 報償金算定処理
免 税 証	免軽使用者証・免税証交付状況照会 免軽使用者証・免税証交付等登録	

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
個 人 県 民 税	課税情報登録 調定情報登録 不納欠損情報登録 徴収取扱費交付情報登録 市町村別課税状況照会	当初分調定確定処理 確定分調定確定処理 調定額変更分確定処理 各種統計資料作成 徴収取扱費確定処理 滞納繰越額確定処理
県 民 税 利 子 割 〔 県民税配当割 県民税株式等 譲渡所得割	特徴者情報登録 申告・更正・決定入力 調定取消入力 納期限変更入力 特徴者情報検索・照会 課税処分検索・照会	申告書プレプリント 調定確定処理 更正決定処理 特別徴収義務者営業所リスト作成 総務省報告資料作成 交付金算定処理
県 た ば こ 税	課税情報登録 課税履歴照会	事業者情報登録処理 調定確定処理
鉦 区 税	鉦業権情報登録 増減額・減免情報登録 返戻処理情報登録 課税状況照会	鉦業権者一覧表作成 調定確定処理 交付税資料作成 鉦区面積一覧表作成
狩 猟 税	課税情報登録	課税状況報告書集計表作成 交付税資料作成
自 動 車 税	修正申告情報の登録 更正決定情報の登録 課税履歴照会 課税登録状況照会・修正 納税者名寄せ 分配データ情報照会・修正 申告データ情報登録・修正 各種減額情報登録・修正 除外保留情報登録・修正 納税者情報登録・修正 課税あて名情報登録・修正 随時調定情報登録・修正 納税通知書返戻登録 納税義務者変更 送付先情報登録 納期限等変更 身体障害者等に対する減免照会・登録・修正 自動車税継続検査用納税証明書発行 自動車税継続検査用納税証明書情報登録 自動車税継続検査用納税証明書ストップ登録	期限後申告・不申告者一覧作成 定期課税処理 納税通知書作成 各種統計資料作成 分配データ突合処理 納税者名寄せ処理 各種減免処理 総務省報告資料作成 随時調定処理 納税通知書返戻処理 外部連携データ作成処理 徴収対策関連資料作成 車検切れ車両調査票作成 課税予定データ確認資料作成 除外保留変更登録
宿 泊 税	特徴者情報登録 申告・更正決定・加算金・是認入力 課税取消入力 施設情報の照会 申告・調定状況照会	調定確定処理 各種統計資料作成 更正決定処理 報償金算定処理 申告書等プレプリント

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
収 入 管 理	消込み不能データ修正入力 消込み状況修正入力 延滞金修正 還付充当変更入力 納税者情報登録 消込みデータ登録 電算外税目収入額等の登録 電算外税目還付データ入力 自動車税還付通知再交付支払方法変更入力 自動車税還付通知返戻入力 自動車税督促状・引抜き入力 名寄せ、税目・課税番号、収納状況照会 納税証明書発行 調定収入状況照会 宛名番号検索自動車税収納状況一覧 登録番号検索自動車税調定情報検索 自動車税還付状況照会 自動車税催告前納付登録	消込み処理 還付(充当) 整理伝票作成 還付(充当) 一覧表作成 督促状作成 月次統計資料等の作成 決算関係資料等の作成 年次各種資料等の作成 自動車税督促状作成 自動車税督促状公示送達資料作成
滞 納	滞納管理 催告 自動車税催告状引抜き入力 調査結果取込 滞納処分等登録・修正 滞納処分等状況照会 納税義務消滅登録・修正 徴収金内訳書作成	催告書作成 自動車税催告状作成 未納データ作成

(4) 端末機台数 (R8. 7. 1現在)

東 信 県 税 事 務 所	2 2 台	中 信 県 税 事 務 所	3 2 台
東 信 県 税 事 務 所 上 田 事 務 所	1 1 台	中 信 県 税 事 務 所 大 町 事 務 所	7 台
南 信 県 税 事 務 所 諏 訪 事 務 所	1 2 台	総 合 県 税 事 務 所	3 0 台
南 信 県 税 事 務 所	2 1 台	総 合 県 税 事 務 所 北 信 事 務 所	7 台
南 信 県 税 事 務 所 飯 田 事 務 所	1 1 台	県 税 務 課	※ 3 2 台
中 信 県 税 事 務 所 木 曾 事 務 所	6 台		
合 計 1 9 1 台			

※自動車税松本分室、長野分室の台数を含む。

6 令和7年度都道府県税決算見込額調

1 合 計

(単位：百万円、%)

都道府県名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	7 年度	6 年度	前年 対比	7 年度	6 年度	前年 対比	7 年度	6 年度	前年 対比	7 年度	6 年度
北海道	707,086	671,821	105.2	717,308	682,327	105.1	709,992	674,678	105.2	99.0	98.9
青 森	169,500	150,339	112.7	172,167	153,429	112.2	170,873	152,186	112.3	99.2	99.2
岩 手	139,952	130,763	107.0	141,617	132,901	106.6	140,131	131,417	106.6	99.0	98.9
宮 城	344,252	322,962	106.6	347,378	326,136	106.5	344,398	323,274	106.5	99.1	99.1
秋 田	102,568	100,833	101.7	104,399	102,162	102.2	103,294	101,118	102.2	98.9	99.0
山 形	122,100	116,300	105.0	123,689	117,887	104.9	122,505	116,658	105.0	99.0	99.0
福 島	253,473	249,778	101.5	257,321	253,754	101.4	254,043	250,237	101.5	98.7	98.6
茨 城	462,031	384,941	105.3	470,495	446,001	105.5	464,942	441,067	105.4	98.8	98.9
栃 木	282,000	270,000	104.4	285,468	273,460	104.4	283,130	271,116	104.4	99.2	99.1
群 馬	301,000	286,000	105.2	305,816	291,067	105.1	303,136	288,308	105.1	99.1	99.1
埼 玉	932,866	871,900	107.0	948,944	893,404	106.2	940,242	884,449	106.3	99.1	99.0
千 葉	1,393,615	1,331,138	104.7	1,418,113	1,345,744	105.4	1,406,481	1,334,496	105.4	99.2	99.2
東 京	5,893,871	5,537,002	106.4	5,829,986	5,529,365	105.4	5,788,025	5,491,280	105.4	99.3	99.3
神奈川	1,479,008	1,418,211	104.3	1,489,070	1,441,048	103.3	1,476,185	1,428,646	103.3	99.1	99.1
新 潟	301,574	291,621	103.4	303,736	293,739	103.4	301,770	292,082	103.3	99.4	99.4
富 山	174,402	160,290	108.8	179,103	166,025	107.9	176,932	164,131	107.8	98.8	98.9
石 川	191,341	173,809	110.1	193,701	177,701	109.0	191,811	175,790	109.1	99.0	98.9
福 井	145,106	139,589	104.0	147,625	142,381	103.7	146,693	141,446	103.7	99.4	99.3
山 梨	114,261	106,103	107.7	115,556	108,079	106.9	114,764	107,322	106.9	99.3	99.3
長 野	272,974	253,442	107.7	275,436	255,420	107.8	273,253	253,734	107.7	99.2	99.3
岐 阜	280,300	270,200	103.7	290,902	275,388	105.6	287,410	271,788	105.7	98.8	98.7
静 岡	542,000	531,200	102.0	551,266	538,026	102.5	547,043	533,750	102.5	99.2	99.2
愛 知	1,434,100	1,472,300	97.4	1,467,630	1,508,585	97.3	1,455,593	1,496,823	97.2	99.2	99.2
三 重	315,932	300,858	105.0	317,599	310,222	102.4	314,686	307,449	102.4	99.1	99.1
滋 賀	204,240	193,422	105.6	206,970	196,009	105.6	204,427	193,504	105.6	98.8	98.7
京 都	322,557	305,816	105.5	322,958	309,928	104.2	320,877	307,855	104.2	99.4	99.3
大 阪	1,919,179	1,810,283	106.0	1,939,350	1,829,502	106.0	1,927,284	1,819,242	105.9	99.4	99.4
兵 庫	909,222	873,377	104.1	921,974	884,481	104.2	914,400	876,786	104.3	99.2	99.1
奈 良	144,100	133,480	108.0	147,160	137,504	107.0	145,394	135,801	107.1	98.8	98.8
和歌山	104,191	98,929	105.3	106,914	101,563	105.3	106,059	100,758	105.3	99.2	99.2
鳥 取	62,812	58,883	106.7	61,427	59,794	102.7	60,926	59,297	102.7	99.2	99.2
島 根	85,125	83,255	102.2	84,636	84,321	100.4	84,066	83,768	100.4	99.3	99.3
岡 山	283,989	285,416	99.5	289,794	288,194	100.6	287,419	285,961	100.5	99.2	99.2
広 島	353,192	344,860	102.4	360,705	347,810	103.7	356,680	343,753	103.8	98.9	98.8
山 口	197,128	197,576	99.8	201,442	202,702	99.4	199,983	201,201	99.4	99.3	99.3
徳 島	91,000	85,000	107.1	93,628	88,051	106.3	92,951	87,293	106.5	99.3	99.1
香 川	144,280	132,811	108.6	146,205	137,977	106.0	145,019	136,821	106.0	99.2	99.2
愛 媛	187,700	181,100	103.6	187,164	183,766	101.8	186,146	182,902	101.8	99.5	99.5
高 知	71,283	70,220	101.5	71,908	70,647	101.8	71,178	70,048	101.6	99.0	99.2
福 岡	825,108	799,459	103.2	844,335	814,937	103.6	836,444	807,377	103.6	99.1	99.1
佐 賀	104,966	101,491	103.4	106,728	103,664	103.0	105,765	102,806	102.9	99.1	99.2
長 崎	139,098	133,129	104.5	140,344	134,486	104.4	139,275	133,375	104.4	99.2	99.2
熊 本	184,594	161,925	114.0	187,154	167,655	111.6	185,381	165,992	111.7	99.1	99.0
大 分	151,200	144,500	104.6	153,296	146,841	104.4	152,373	145,995	104.4	99.4	99.4
宮 崎	115,780	111,760	103.6	119,905	113,148	106.0	118,758	112,023	106.0	99.0	99.0
鹿児島	174,262	167,549	104.0	177,380	170,503	104.0	175,791	169,047	104.0	99.1	99.1
沖 縄	168,923	161,540	104.6	179,659	166,058	108.2	177,341	163,869	108.2	98.7	98.7
全 国	23,299,242	22,177,181	104.8	23,505,363	22,503,791	104.5	23,311,269	22,318,719	104.4	99.2	99.2

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

出典：一般社団法人地方行財政調査会「2025年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

2 法人事業税

(単位：百万円、%)

都道府県名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	7 年度	6 年度	前年 対比	7 年度	6 年度	前年 対比	7 年度	6 年度	前年 対比	7 年度	6 年度
北海道	165,117	157,080	105.1	166,907	157,835	105.7	166,160	157,180	105.7	99.6	99.6
青 森	28,788	28,444	101.2	28,954	29,247	99.0	28,918	29,202	99.0	99.9	99.8
岩 手	30,268	30,349	99.7	30,324	30,385	99.8	30,275	30,346	99.8	99.8	99.9
宮 城	96,445	93,587	103.1	96,802	93,903	103.1	96,509	93,635	103.1	99.7	99.7
秋 田	21,125	24,217	87.2	21,945	24,251	90.5	21,889	24,210	90.4	99.7	99.8
山 形	25,059	25,150	99.6	25,246	25,444	99.2	25,192	25,394	99.2	99.8	99.8
福 島	65,974	65,271	101.1	66,478	65,824	101.0	66,095	65,416	101.0	99.4	99.4
茨 城	111,202	108,662	102.3	115,449	110,107	104.9	114,978	109,720	104.8	99.6	99.6
栃 木	69,675	71,066	98.0	70,793	71,902	98.5	70,601	71,762	98.4	99.7	99.8
群 馬	81,913	79,436	103.1	82,470	79,754	103.4	82,385	79,631	103.5	99.9	99.8
埼 玉	197,965	190,235	104.1	201,380	194,409	103.6	200,847	193,768	103.7	99.7	99.7
千 葉	190,004	181,039	105.0	192,915	183,098	105.4	192,067	182,325	105.3	99.6	99.6
東 京	1,753,391	1,616,687	108.5	1,780,461	1,649,360	107.9	1,769,984	1,640,147	107.9	99.4	99.4
神奈川	364,284	343,252	106.1	364,018	346,813	105.0	363,058	346,105	104.9	99.7	99.8
新 潟	76,160	75,578	100.8	76,358	75,827	100.7	76,216	75,662	100.7	99.8	99.8
富 山	43,218	38,550	112.1	44,866	41,366	108.5	44,796	41,311	108.4	99.8	99.9
石 川	52,246	45,756	114.2	52,596	47,710	110.2	52,515	47,608	110.3	99.8	99.8
福 井	39,343	39,536	99.5	40,182	40,709	98.7	40,116	40,648	98.7	99.8	99.8
山 梨	31,004	29,320	105.7	31,303	30,233	103.5	31,232	30,159	103.6	99.8	99.8
長 野	74,759	69,559	107.5	74,909	69,809	107.3	74,759	69,748	107.2	99.8	99.9
岐 阜	63,267	62,612	101.0	66,385	63,928	103.8	66,211	63,714	103.9	99.7	99.7
静 岡	154,626	159,583	96.9	159,058	160,147	99.3	158,842	159,944	99.3	99.9	99.9
愛 知	440,800	507,400	86.9	450,851	518,788	86.9	450,692	518,721	86.9	100.0	100.0
三 重	80,919	72,634	111.4	81,327	73,293	111.0	81,248	73,222	111.0	99.9	99.9
滋 賀	58,109	58,415	99.5	58,632	58,141	100.8	58,496	58,041	100.8	99.8	99.8
京 都	104,862	105,152	99.7	103,814	106,097	97.8	103,659	106,143	97.7	99.9	100.0
大 阪	522,212	496,312	105.2	530,245	501,130	105.8	529,973	501,397	105.7	99.9	100.1
兵 庫	192,740	189,939	101.5	196,575	191,284	102.8	196,054	190,837	102.7	99.7	99.8
奈 良	25,447	24,504	103.8	26,038	25,294	102.9	25,846	25,125	102.9	99.3	99.3
和歌山	21,526	21,425	100.5	22,315	22,360	99.8	22,303	22,345	99.8	99.9	99.9
鳥 取	14,602	15,212	96.0	13,391	14,681	91.2	13,363	14,657	91.2	99.8	99.8
島 根	21,548	22,340	96.5	21,334	22,394	95.3	21,295	22,358	95.2	99.8	99.8
岡 山	64,941	67,412	96.3	66,021	67,528	97.8	65,814	67,348	97.7	99.7	99.7
広 島	108,594	112,354	96.7	111,604	111,587	100.0	111,058	111,107	100.0	99.5	99.6
山 口	43,153	46,700	92.4	44,117	47,131	93.6	44,051	47,050	93.6	99.9	99.8
徳 島	23,928	21,340	112.1	25,172	22,556	111.6	25,089	22,471	111.6	99.7	99.6
香 川	34,973	34,129	102.5	35,125	35,009	100.3	35,023	34,860	100.5	99.7	99.6
愛 媛	52,095	49,089	106.1	52,433	50,278	104.3	52,343	50,170	104.3	99.8	99.8
高 知	14,232	15,322	92.9	14,478	15,346	94.3	14,319	15,180	94.3	98.9	98.9
福 岡	201,393	195,254	103.1	206,789	199,059	103.9	205,629	197,909	103.9	99.4	99.4
佐 賀	23,557	24,542	96.0	24,606	25,225	97.5	24,554	25,208	97.4	99.8	99.9
長 崎	28,752	29,179	98.5	28,878	29,298	98.6	28,823	29,231	98.6	99.8	99.8
熊 本	48,089	48,871	98.4	48,731	48,269	101.0	48,492	48,088	100.8	99.5	99.6
大 分	31,700	31,193	101.6	32,396	31,735	102.1	32,295	31,604	102.2	99.7	99.6
宮 崎	24,230	25,751	94.1	26,678	25,399	105.0	26,530	25,291	104.9	99.4	99.6
鹿児島	36,412	37,801	96.3	38,022	37,832	100.5	37,902	37,754	100.4	99.7	99.8
沖 縄	42,413	39,822	106.5	43,150	40,418	106.8	42,915	40,229	106.7	99.5	99.5
全 国	5,997,062	5,827,064	102.9	6,092,517	5,912,192	103.1	6,071,411	5,893,981	103.0	99.7	99.7

出典：一般社団法人地方行財政調査会「2025年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

7 税 目 別 決 算 見 込 額

年 度 税 目	4						5					
	調定	前年対比	収入	前年対比	構成 比	収入 歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入 歩合
県 民 税	5,695,834	99.9	5,564,036	100.0	26.8	97.7	5,910,165	103.8	5,780,305	103.9	27.6	97.8
個 人	5,145,455	99.7	5,017,253	99.8	24.2	97.5	5,366,681	104.3	5,240,168	104.4	25.1	97.6
(均等割および所得割)	4,780,011	102.4	4,651,808	102.5	22.4	97.3	4,857,680	101.6	4,731,167	101.7	22.6	97.4
(配当割)	207,459	92.7	207,461	92.7	1.0	100.0	240,720	116.0	240,721	116.0	1.2	100.0
(株式等譲渡所得割)	157,984	59.3	157,984	59.3	0.8	100.0	268,280	169.8	268,280	169.8	1.3	100.0
法 人	528,961	102.6	525,394	102.7	2.5	99.3	521,209	98.5	517,889	98.6	2.5	99.4
利 子 割	21,418	82.4	21,389	82.4	0.1	99.9	22,275	104.0	22,248	104.0	0.1	99.9
事 業 税	5,524,101	110.7	5,500,317	110.7	26.5	99.6	5,603,809	101.4	5,583,763	101.5	26.7	99.6
個 人	266,976	116.3	260,237	115.9	1.3	97.5	240,366	90.0	233,657	89.8	1.1	97.2
法 人	5,257,125	110.5	5,240,080	110.5	25.3	99.7	5,363,443	102.0	5,350,106	102.1	25.6	99.8
地 方 消 費 税	6,415,142	104.0	6,415,142	104.0	30.9	100.0	6,263,152	97.6	6,263,152	97.6	30.0	100.0
譲 渡 割	4,192,399	93.6	4,192,399	93.6	20.2	100.0	4,119,575	98.3	4,119,575	98.3	19.7	100.0
貨 物 割	2,222,743	131.3	2,222,743	131.3	10.7	100.0	2,143,577	96.4	2,143,577	96.4	10.3	100.0
不 動 産 取 得 税	429,725	106.3	418,482	106.7	2.0	97.4	451,485	105.1	440,641	105.3	2.1	97.6
県 た ば こ 税	150,419	105.7	150,419	105.7	0.7	100.0	151,463	100.7	151,462	100.7	0.7	100.0
ゴルフ場利用税	44,763	100.6	44,706	100.7	0.2	99.9	44,002	98.3	43,951	98.3	0.2	99.9
軽 油 引 取 税	931,306	99.2	919,795	99.3	4.4	98.8	921,180	98.9	908,847	98.8	4.3	98.7
自 動 車 税	1,662,746	102.4	1,653,549	102.5	8.0	99.4	1,665,497	100.2	1,656,728	100.2	7.9	99.5
自 動 車 税 (～ 2019.9)	2,584	58.7	368	37.7	0.0	14.2	1,505	58.2	203	55.2	0.0	13.5
環境性能割	126,702	134.5	126,706	134.6	0.6	100.0	142,360	112.4	142,354	112.3	0.7	100.0
種 別 割	1,533,461	100.5	1,526,476	100.5	7.4	99.5	1,521,632	99.2	1,514,171	99.2	7.2	99.5
鉱 区 税	310	96.6	307	97.5	0.0	99.0	310	100.0	307	100.0	0.0	99.0
固 定 資 産 税	4,413	58.4	4,413	58.4	0.0	100.0	4,792	108.6	4,792	108.6	0.0	100.0
法 定 外 普 通 税	51,044	108.2	51,044	108.2	0.2	100.0	51,064	100.0	51,064	100.0	0.2	100.0
狩 猟 税	719	97.2	719	97.2	0.0	100.0	707	98.3	707	98.3	0.0	100.0
法 定 外 目 的 税	11,333	129.5	11,254	134.3	0.1	99.3	15,674	138.3	15,669	139.2	0.1	100.0
旧 法 に よ る 税	1,418	275.9	974	3,478.6	0.0	68.7	5,367	378.5	4,952	508.4	0.0	92.3
計	20,923,275	104.2	20,735,158	104.3	100.0	99.1	21,088,665	100.8	20,906,339	100.8	100.0	99.1

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

出典：一般社団法人地方行財政調査会「2025年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

(全国計・令和４年度～令和７年度)

6						7						
調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	
6,101,211	103.2	5,976,262	103.4	26.8	98.0	6,848,448	112.2	6,716,995	112.4	28.8	98.1	県民税
5,468,499	101.9	5,347,008	102.0	24.0	97.8	6,138,460	112.3	6,010,467	112.4	25.8	97.9	
4,668,242	96.1	4,546,750	96.1	20.4	97.4	5,248,815	112.4	5,120,822	112.6	22.0	97.6	
334,475	138.9	334,475	138.9	1.5	100.0	348,461	104.2	348,461	104.2	1.5	100.0	
465,783	173.6	465,783	173.6	2.1	100.0	541,184	116.2	541,184	116.2	2.3	100.0	
593,534	113.9	590,101	113.9	2.6	99.4	614,231	103.5	610,776	103.5	2.6	99.4	
39,178	175.9	39,153	176.0	0.2	99.9	95,757	244.4	95,752	244.6	0.4	100.0	
6,159,786	109.9	6,134,562	109.9	27.5	99.6	6,347,375	103.0	6,319,043	103.0	27.1	99.6	事業税
247,594	103.0	240,581	103.0	1.1	97.2	254,858	102.9	247,632	102.9	1.1	97.2	
5,912,192	110.2	5,893,981	110.2	26.4	99.7	6,092,517	103.1	6,071,411	103.0	26.0	99.7	
6,914,287	110.4	6,914,287	110.4	31.0	100.0	6,967,526	100.8	6,967,526	100.8	29.9	100.0	地方消費税
4,700,770	114.1	4,700,770	114.1	21.1	100.0	4,790,455	101.9	4,790,455	101.9	20.6	100.0	
2,213,517	103.3	2,213,517	103.3	9.9	100.0	2,177,071	98.4	2,177,071	98.4	9.3	100.0	
465,837	103.2	454,585	103.2	2.0	97.6	487,953	104.7	476,883	104.9	2.0	97.7	不動産取得税
149,135	98.5	149,134	98.5	0.7	100.0	147,541	98.9	147,541	98.9	0.6	100.0	県たばこ税
43,145	98.1	43,106	98.1	0.2	99.9	43,261	100.3	43,235	100.3	0.2	99.9	ゴルフ場利用税
914,851	99.3	899,911	99.0	4.0	98.4	906,303	99.1	891,429	99.1	3.8	98.4	軽油引取税
1,671,323	100.3	1,663,070	100.4	7.5	99.5	1,658,687	99.2	1,650,755	99.3	7.1	99.5	自動車税
760	50.5	88	43.3	0.0	11.6	332	43.7	44	50.0	0.0	13.3	
161,645	113.5	161,642	113.5	0.7	100.0	161,220	99.7	161,219	99.7	0.7	100.0	
1,508,918	99.2	1,501,339	99.2	6.7	99.5	1,497,134	99.2	1,489,492	99.2	6.4	99.5	
310	100.0	308	100.3	0.0	99.4	311	100.5	309	100.5	0.0	99.4	鉱区税
6,039	126.0	6,039	126.0	0.0	100.0	10,295	170.5	10,295	170.5	0.0	100.0	固定資産税
57,638	112.9	57,638	112.9	0.3	100.0	61,843	107.3	61,843	107.3	0.3	100.0	法定外普通税
701	99.2	701	99.2	0.0	100.0	706	100.7	706	100.7	0.0	100.0	狩猟税
18,674	119.1	18,669	119.1	0.1	100.0	24,706	132.3	24,703	132.3	0.1	100.0	法定外目的税
855	15.9	449	9.1	0.0	52.5	406	47.6	5	1.0	0.0	1.1	旧法による税
22,503,791	106.7	22,318,719	106.8	100.0	99.2	23,505,363	104.5	23,311,269	104.4	100.0	99.2	計

8 令和8年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、102兆4,427億円であり、前年度に比し、5兆3,783億円（5.5%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

				(単位 億円)	
区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I 地 方	税	478,185	454,493	23,692	5.2
II 地 方	譲与税	31,932	29,661	2,271	7.7
1 地 方	揮発油譲与税	1,780	2,127	△ 347	△ 16.3
2 石 油	ガス譲与税	40	40	0	0.0
3 自 動 車	重量譲与税	3,172	3,077	95	3.1
4 航 空 機	燃料譲与税	145	145	0	0.0
5 特 別 と ん	譲与税	113	113	0	0.0
6 森 林 環 境	譲与税	666	689	△ 23	△ 3.3
7 特 別 法 人 事 業	譲与税	26,016	23,470	2,546	10.8
III 地 方 特 例	交付金等	8,156	1,936	6,220	321.3
IV 地 方	交付税	201,848	189,574	12,274	6.5
V 国 庫	支出金	177,138	172,070	5,068	2.9
1 義 務 教 育 職 員	給与費負担金	17,118	16,210	908	5.6
2 そ の 他 普 通 補 助	負担金等	130,665	126,289	4,376	3.5
(ア) 生 活 扶 助 費 等	負担金	13,160	13,398	△ 238	△ 1.8
(イ) 医 療 扶 助 費 等	負担金	14,390	13,976	414	3.0
(ウ) 介 護 扶 助 費 等	負担金	914	861	53	6.1
(エ) 児 童 保 護 費	負担金	1,621	1,543	78	5.0
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等	負担金	20,954	19,197	1,757	9.2
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金		20,973	21,666	△ 693	△ 3.2
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及び高等学校等就学支援金交付金		5,720	4,004	1,716	42.9
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金		18,758	18,002	756	4.2
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等		34,176	33,642	534	1.6
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金		26,883	27,084	△ 201	△ 0.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金		26,661	26,896	△ 235	△ 0.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金		222	188	34	18.0
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		307	307	0	0.1
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金		78	78	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		438	475	△ 37	△ 7.8
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金		1,168	1,151	17	1.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金		429	424	5	1.1
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金		51	52	△ 1	△ 1.2
VI 地 方	債	61,448	59,620	1,828	3.1
VII 使 用 料 及 び 手 数 料		15,016	15,044	△ 28	△ 0.2
VIII 雑 収 入		50,947	48,496	2,451	5.1
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分		△ 63	△ 33	△ 30	90.9
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分		△ 180	△ 217	37	△ 17.1
歳 入 合 計		1,024,427	970,644	53,783	5.5

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 令和7年度の額は、令和7年度政府予算案等の国会修正を反映している（以下同じ）。

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	478,185	46.7	454,493	46.8
2 地 方 譲 与 税	31,932	3.1	29,661	3.1
3 地 方 特 例 交 付 金 等	8,156	0.8	1,936	0.2
4 地 方 交 付 税	201,848	19.7	189,574	19.5
5 国 庫 支 出 金	177,138	17.3	172,070	17.7
6 地 方 債	61,448	6.0	59,620	6.1
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,016	1.4	15,044	1.6
8 雑 収 入	50,947	5.0	48,496	5.0
歳 入 合 計	1,024,670	100.0	970,894	100.0

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税22兆5,470億円、市町村税25兆2,715億円、合わせて47兆8,185億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆2,452億円(5.8%)増加、市町村税は1兆1,240億円(4.7%)増加、合わせて2兆3,692億円(5.2%)増加している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は、第4表のとおりである。

第3表 地方税の調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目		令和7年 度当初見 込額 (A)	令和8年度				比 較		
			現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	令和7年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
A 道 府 県 税									
I 普 通 税									
1 道 府 県 民 税	60,885	67,501	65,580	△	3	65,577	4,692	107.7	
ア 個 人 均 等 割	669	704	673		-	673	4	100.6	
イ 所 得 割	49,053	53,191	51,326		-	51,326	2,273	104.6	
ウ 法 人 均 等 割	1,516	1,555	1,540		-	1,540	24	101.6	
エ 法 人 税 割	2,114	2,427	2,417	△	3	2,414	300	114.2	
オ 利 子 割	449	932	932		-	932	483	207.6	
カ 配 当 割	2,684	3,665	3,665		-	3,665	981	136.5	
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	4,400	5,027	5,027		-	5,027	627	114.3	
2 事 業 税	55,228	60,293	60,042	△	14	60,028	4,800	108.7	
ア 個 人	2,493	2,657	2,581		-	2,581	88	103.5	
イ 法 人	52,735	57,636	57,461	△	14	57,447	4,712	108.9	

税 目	令和8年度						比 較	
	令和7年	現行法に				改正法に	令和7年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	度当初見 込額 (A)	よる調定 見込額	よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	度当初見 込額に對 する増減 収額 (D) - (A)	(%)	
3 地方消費税	65,227	73,556	73,556	-	73,556	8,329	112.8	
ア 譲渡割	42,805	50,628	50,628	-	50,628	7,823	118.3	
イ 貨物割	22,422	22,927	22,927	-	22,927	505	102.3	
4 不動産取得税	4,144	5,118	4,955	△ 45	4,910	766	118.5	
5 道府県たばこ税	1,499	1,531	1,531	-	1,531	32	102.1	
6 ゴルフ場利用税	418	429	429	-	429	11	102.6	
7 軽油引取税	8,997	9,043	8,917	△ 4,297	4,620	△ 4,377	51.4	
8 自動車税	16,551	16,532	16,452	△ 1,685	14,767	△ 1,784	89.2	
ア 環境性能割(～R8.3)	1,652	1,685	1,685	△ 1,685	-	△ 1,652	皆減	
イ 種別割(～R8.3)	14,899	14,847	14,767	△ 14,767	-	△ 14,899	皆減	
ウ 自動車税	-	-	-	14,767	14,767	14,767	皆増	
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
10 固定資産税(特例分等)	98	72	72	-	72	△ 26	73.5	
道府県普通税計	213,050	234,077	231,536	△ 6,043	225,493	12,443	105.8	
II 目的税								
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0	
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0	
III 道府県税小計	213,057	234,084	231,543	△ 6,043	225,500	12,443	105.8	
IV 東日本大震災による減免等	△ 39	△ 30	△ 30	-	△ 30	9	76.9	
V 道府県税計	213,018	234,054	231,513	△ 6,043	225,470	12,452	105.8	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	109,031	118,222	115,106	△ 16	115,090	6,059	105.6	
ア 個人均等割	2,006	2,088	2,014	-	2,014	8	100.4	
イ 所得割	89,989	96,976	94,089	-	94,089	4,100	104.6	
ウ 法人均等割	4,558	4,670	4,604	-	4,604	46	101.0	
エ 法人税割	12,478	14,488	14,400	△ 16	14,384	1,906	115.3	
2 固定資産税	101,240	107,103	105,424	-	105,424	4,184	104.1	
ア 土地	38,112	39,444	38,902	-	38,902	790	102.1	
イ 家屋	43,441	45,547	44,750	-	44,750	1,309	103.0	
ウ 償却資産	18,801	21,220	20,880	-	20,880	2,079	111.1	
エ 交付金	886	892	892	-	892	6	100.7	
3 軽自動車税	3,372	3,582	3,438	△ 207	3,231	△ 141	95.8	
ア 環境性能割(～R8.3)	237	253	253	△ 207	46	△ 191	19.4	
イ 種別割(～R8.3)	3,135	3,329	3,185	△ 3,185	-	△ 3,135	皆減	
ウ 軽自動車税	-	-	-	3,185	3,185	3,185	皆増	
4 市町村たばこ税	9,177	9,375	9,375	-	9,375	198	102.2	
5 鉱産税	22	26	26	-	26	4	118.2	
6 特別土地保有税	0	0	0	-	0	0	0.0	
市町村普通税計	222,842	238,308	233,369	△ 223	233,146	10,304	104.6	

税目	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度				比較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による収入見込額	令和7年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)	(%)
Ⅱ 目的税							
1 入湯税	222	242	238	-	238	16	107.2
2 事業所税	4,131	4,330	4,318	-	4,318	187	104.5
3 都市計画税	14,387	15,272	15,079	-	15,079	692	104.8
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	0.0
市町村目的税計	18,740	19,844	19,635	-	19,635	895	104.8
Ⅲ 市町村税小計	241,582	258,152	253,004	△ 223	252,781	11,199	104.6
Ⅳ 東日本大震災による減免等	△ 107	△ 66	△ 66	-	△ 66	41	61.7
Ⅴ 市町村税計	241,475	258,086	252,938	△ 223	252,715	11,240	104.7

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度				比較	
		現行法による収入見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による収入見込額	令和7年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
		(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)	(%)
道府県税	170,592	183,466	△ 4,645	178,821	8,229	104.8	
市町村税	283,901	300,985	△ 1,621	299,364	15,463	105.4	
合計	454,493	484,451	△ 6,266	478,185	23,692	105.2	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

附 表 令和８年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 45		△ 45
新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等（床面積要件の見直し）	△ 41		△ 41
免税点の引上げ	△ 9		△ 9
その他	6		6
軽油引取税	△ 4,297		△ 4,297
当分の間税率の廃止	△ 4,297		△ 4,297
車体課税	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
環境性能割の廃止	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
合 計	△ 6,027	△ 207	△ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 16	△ 32
法人住民税	△ 3	△ 16	△ 18
法人事業税	△ 14		△ 14
再 計	△ 6,044	△ 223	△ 6,266

- (注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
- 2 上記の他、特別法人事業譲与税の減収額は、初年度△ 6 億円と見込まれる。
- 3 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和 8 年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。
- 4 環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率				
道 府 県	普 府 通 民 税	道 府 県 民 税	個 人 1 均等割 (令和8年度課税見込人員67,021千人) 2 所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額及び基礎控除額を控除した金額） (令和8年度課税標準見込額1,666,971億円) (2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個 人 1 均等割 標準税率 年額1,000円 2 所得割 (1) <table><tr><td></td><td>標準税率</td></tr><tr><td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td><td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td></tr></table> (2) 一定税率 ・ 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・ 課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)
				標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)							

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 				

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 車 税	道 た ば こ 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造 たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,070円
		ゴ リ フ 用 場 税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円
		軽 引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 15,000円
		自 動 車 税	自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 8,500円 1.5リットル以下 9,500円 1.5リットル超 13,800円 2 リットル以下 15,700円 2 リットル超 17,900円 2.5リットル以下 20,500円 2.5リットル超 23,600円 3 リットル以下 27,200円 3 リットル超 40,700円 3.5リットル以下 43,500円 3.5リットル超 50,000円 4 リットル以下 57,000円 4 リットル超 65,500円 4.5リットル以下 75,500円 4.5リットル超 87,000円 6 リットル以下 110,000円 6 リットル超 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 25,000円 1 リットル超 30,500円 1.5リットル以下 36,000円 1.5リットル超 43,500円 2 リットル以下 50,000円 2 リットル超 57,000円 2.5リットル以下 65,500円 2.5リットル超 75,500円 3 リットル以下 87,000円 3 リットル超 110,000円 3.5リットル以下 3.5リットル超 4 リットル以下 4 リットル超 4.5リットル以下 4.5リットル超 6 リットル以下 6 リットル超 2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 6,500円

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自		1 トン超 2 トン以下 9,000円 2 トン超 3 トン以下 12,000円 3 トン超 4 トン以下 15,000円 4 トン超 5 トン以下 18,500円 5 トン超 6 トン以下 22,000円 6 トン超 7 トン以下 25,500円 7 トン超 8 トン以下 29,500円 8 トン超 29,500円 に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 8,000円 1 トン超 2 トン以下 11,500円 2 トン超 3 トン以下 16,000円 3 トン超 4 トン以下 20,500円 4 トン超 5 トン以下 25,500円 5 トン超 6 トン以下 30,000円 6 トン超 7 トン以下 35,000円 7 トン超 8 トン以下 40,500円 8 トン超 40,500円 に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額
				けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円 被けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で 8 トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で 8 トン超のもの 7,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額（年額） 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で 8 トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で 8 トン超のもの 10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した額（年額） ※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超
府	通	動		
県				
税	税	車 税		

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税		3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円
				4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円
				制限税率 標準税率の1.5倍
				一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
				標準税率 100分の1.4
				大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額
				固定資産税（特例分等）

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率にかかわらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
府	的	税		
県	税			
税				

9 県税の税率等の推移

＜県民税＞

		昭和29年度	30	31	32	33	34	37	40	41	42	45	49	50
個人	創設													
	均等割	100円			500円 ただし、所得が 24万円未満 24万円以上35万円未満 100円 300円		100円							
	所得割	所得税額の 5 %		5. 5 %	6 %	7. 5 %	8 %	150万円以下 2 % 150万円超 4 %						
法人	創設													
	均等割	600円			3, 000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 1, 000円 50万円以上350万円未満 2, 000円 法人でない、社団又は財団で代表者の 定めのあるもの 1, 000円	2, 000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 1, 000円 50万円以上350万円未満 1, 500円 法人でない、社団又は財団で代表者の 定めのあるもの 1, 000円	600円				資本金が 1, 000万円超 1, 000円 上記以外 600円			
	法人税割	法人税額の 5 % (昭和49年まで標準 税率適用)	5. 4 %						5. 5 %	5. 8 %		5. 6 %	5. 2 %	【法人税割 超過課税】 資本の金額又は出資金額が 1 億円超 6. 2 % 1 億円以下で法人税額 1 千万円超 6. 2 % 1 億円以下で法人税額 1 千万円以下 5. 2 % (標準税率：5. 2 %)
利子割														

		51	52	53	55	56	58	59
個人	均等割	300円						
	所得割				500円			
法人								
	均等割	資本の金額又は出資金額が 1 億円超 6, 000円 1 千万円超 1 億円以下 3, 000円 1 千万円以下 1, 800円	資本の金額又は出資金額が 1 億円超 20, 000円 1 千万円超 1 億円以下 6, 000円 1 千万円以下 2, 000円	資本の金額又は出資金額が 50億円超 200, 000円 10億円超50億円以下 100, 000円 1 億円超10億円以下 20, 000円 1 千万円超 1 億円以下 6, 000円 上記以外 2, 000円	資本等の金額 (資本の金額又は出 資金額と資本積立金額の合計額) が 50億円超 200, 000円 10億円超50億円以下 100, 000円 1 億円超10億円以下 20, 000円 1 千万円超 1 億円以下 6, 000円 上記以外 2, 000円		資本等の金額が 300, 000円 50億円超 200, 000円 10億円超50億円以下 40, 000円 1 億円超10億円以下 12, 000円 1 千万円超 1 億円以下 4, 000円 上記以外	資本等の金額が 50億円超 750, 000円 10億円超50億円以下 500, 000円 1 億円超10億円以下 100, 000円 1 千万円超1億円以下 30, 000円 上記以外 10, 000円
	法人税割				資本の金額又は出資金額が 1 億円超 6. 0 % 1 億円以下で法人税額 1 千万円以下 5. 0 % (標準税率：5. 0 %)			
利子割								

	60	63	平成元年度	3	6	7	8	11	15	18
県民税	個人							定率減税の導入（市町村民税とあわせて15%相当額（4万円上限）を控除）	【配当割の創設】 【株式等譲渡所得割の創設】	定率減税の縮減（15%控除→7.5%控除（2万円上限））
		均等割	700円							
	法人	所得割		500万円以下 2% 500万円超 4%		700万円以下 2% 700万円超 4%				
		均等割			資本等の金額が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円					資本金等の額（法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円
	法人税割			資本の金額又は出資金額が 1億円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円以下 5.0% （標準税率：5.0%）						
利子割										

	19	20	24	26	令和元年度	6
個人	【所得税から税源移譲】 定率減税の廃止	【長野県森林づくり県民税の創設】 （均等割に500円上乗せ） 【ふるさと納税制度の創設】	年少扶養控除（0-15歳）の廃止 特定扶養控除（16-18歳）の上乗せ 分の廃止	防災施策の財源確保のため、均等割の標準税率に500円加算（令和5年度まで）		
	均等割	1,500円（長野県森林づくり県民税を含む）		2,000円（長野県森林づくり県民税・防災財源確保措置を含む）		1,500円（長野県森林づくり県民税を含む）
	所得割	所得金額にかかわらず4% （市町村民税6%）				
法人		【長野県森林づくり県民税の創設】 （資本金等の額に応じて均等割額に5%上乗せ）		【地方法人税（国税）の創設】 （法人税割の税率を1.8%引下げ）	【地方法人税（国税）の廃止及び法人事業税交付金の創設】 （法人税割の税率を2.2%引下げ）	
	均等割	資本金等の額が 1千万円以下等 21,000円 1千万円超1億円以下 52,500円 1億円超10億円以下 136,500円 10億円超50億円以下 567,000円 50億円超 840,000円 （長野県森林づくり県民税を含む）				
	法人税割			資本の金額又は出資金額が 1億円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円以下 3.2% （標準税率：3.2%）	資本の金額又は出資金額が 1億円超 1.8% 1億円以下で法人税額1千万円超 1.8% 1億円以下で法人税額1千万円以下 1.0% （標準税率：1.0%）	
利子割						

<事業税（税率）>

	昭和25年度	28	29	32	34	37	39	49	平成元年度
個人	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%	第1種業務のうち助産婦業等 4%	特別所得税が事業税の第3種事業とされた 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% (うち助産婦業等 4%)	第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
法人	普通法人 12% 特別法人 8%		普通法人（所得課税） 50万円以下 10% 50万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 350万円以下 6% 350万円超 9% 700万円超 12% 清算所得 12%	特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 9%
	収入金額課税法人 1.6%		収入金額課税 1.5%						

	10	11	16	20	22	26
個人						
法人	普通法人 400万円以下 5.6% 400万円超800万円以下 8.4% 800万円超 11% 清算所得 11% 特別法人 400万円以下 5.6% 400万円超 7.5% 清算所得 7.5%	普通法人 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% 特別法人 400万円以下 5% 400万円超 6.6% 清算所得 6.6% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 7.9%	【資本金1億円超の普通法人に対し、外形標準課税の導入】 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400万円以下 3.8% 400万円超800万円以下 5.5% 800万円超 7.2%	【地方法人特別税の創設に伴う税率の引下げ】 ※120.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 2.7% 400万円超800万円以下 4.0% 800万円超 5.3% 清算所得 5.3% 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超 3.6% 清算所得 3.6% 外形標準課税対象法人（所得割） 400万円以下 1.5% 400万円超800万円以下 2.2% 800万円超 2.9%	(H22.10.1～) 清算所得課税の廃止	【地方法人特別税の縮小に伴う税率の引上げ】 ※126.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 清算所得 6.7% 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 4.6% 清算所得 4.6% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下 2.2% 400万円超800万円以下 3.2% 800万円超 4.3%
	収入金額課税法人 1.3%	収入金額課税法人 0.7%		収入金額課税法人 0.7%		収入金額課税法人 0.9%

	27	28	令和元年度	2	4
個人					
法人	【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 1.6% 400万円以下 2.3% 400万円超800万円以下 3.1% 800万円超	【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 0.3% 400万円以下 0.5% 400万円超800万円以下 0.7% 800万円超	【地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設に伴う税率の引上げ】 ※R1.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 清算所得 7.0% 特別法人 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 4.9% 清算所得 4.9% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下 0.4% 400万円超800万円以下 0.7% 800万円超 1.0%	【電気供給業に係る課税方式・税率等の見直し】 ※R2.4.1以後に開始する事業年度に適用 発電・小売電気事業 資本金1億円以下の法人等 収入割 0.75% 所得割 1.85% 資本金1億円超の法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割税率の引上げ】 ※R4.4.1以後に開始する事業年度に適用 所得割 1.0%
			収入金額課税法人	1.0%	

<法人事業税（分割基準）>

	昭和26年度	29	37	42	45	47	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 （証券業）		1／2を事務所数 他の1／2を従業員 者数			資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業員数については1／2			証券業の追加	1／2を事務所数 他の1／2を従業員者数	
運輸業・通信業 卸売・小売業・サービス業等				各月の延従業業者の数を期末現在の従業員者の数とした					本社管理部門の従業員数1／2措置の廃止	
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業員数について1／2					資本金1億円以上の法人の工場の従業員数について1.5倍	本社管理部門の従業員数1／2措置の廃止	
鉄道業 軌道業		軌道の延長キロメートル								
ガス供給業 倉庫業										
電気供給業	1／2を固定資産の価額 他の1／2を従業員者の数	固定資産の価額				1／2を発電所の固定資産の価額 他の1／2を固定資産の価額	3／4を発電所の固定資産の価額 他の1／4を固定資産の価額			- 発電事業 3／4を発電所の固定資産の価額 - 他の1／4を固定資産の価額 - 送配電事業 3／4を電線路の電力の容量 - 他の1／4を固定資産の価額 - 小売電気事業 1／2を事務所数 - 他の1／2を従業員数

＜その他の税目＞

	昭和25年度	28	29	30	31	32	33	34	36	37	38	39
不動産取得税			創設 税率3%			5%	3%					
県たばこ税 (県たばこ消費税)			県たばこ消費税 の創設 税率115分の5		8%					9%		
自動車税							二輪小型自動車・軽自動車を市町村税の課税 客体とした					
(☆税率の一例)		☆7,200円	☆16,000円							☆小型四輪車(乗用車・ 自家用・1½以下) 12,000円		
自動車取得税						法定外普通税として自動車取得 税を課税 【例】乗用車 (自家用)1%	【例】乗用車(自 家用)0.5%	廃止				
軽油引取税					創設 6,000円/㎏	8,000円/㎏		10,400円/㎏	12,500円/㎏			15,000円/㎏
その他			入場税を国税に係 る大規模償却資 産に対する特別 創設(1.4%)						遊園飲食税を料 理飲食等消費税 に名称変更		狩猟者税の廃止 狩猟免許税・入猟税(目 的税)の創設	

	40	42	43	49	51	54	56	59	61	平成元年度
不動産取得税							税率4% S66.7.1からS61.6.30までの 住宅取得は3% S66.7.1からS61.6.30までの 住宅用土地の取得は、税額 から4分の1相当額を減額		住宅及び住宅用土地に係 る特別措置を、 H元.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係 る特別措置を、 H元.6.30まで延長
県たばこ税 (県たばこ消費税)		10.3%							(S60～) 従価割 8.1% 従量割 200円/千本 (S61～) 従量割につき、160円/千 本を加算	県たばこ税に名称変更し、従価割を 廃止 紙巻たばこ 1,129円/千本 旧3級品 536円/千本
自動車税									普通自動車と小型自動車との車種区 分を廃止	
(☆税率の一例)	☆小型自動車(四輪 車・自家用・1½以 下) 18,000円				☆四輪以上の小型自動車 (自家用・1½以下) 23,500円	☆25,500円		☆29,500円	☆乗用車(自家用・1½以下) 29,500円	
自動車取得税			自動車取得税 (目的税)の創 設 3%	暫定税率の適用 自家用自動車以 外の 5%						
軽油引取税					暫定税率の適用 19,500円/㎏ (本則税率15,000円/㎏)	暫定税率の適用 24,500円/㎏ (本則税率15,000円/㎏)				
その他						狩猟免許税を狩猟者登録税に 名称変更			消費税(国税)の創設に伴う間接税 目の整理 (娯楽施設利用税をゴルフ場利用税 に名称変更) (料理飲食等消費税を特別地方消費 税に名称変更)	

	4	5	7	9	10	11	12	13	14	15	16
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H17.6.30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H10.6.30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H13.6.30まで延長			住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H16.6.30まで延長		税率4% H15.4.1からH18.3.31までに行われた不動産（住宅、住宅以外の家屋、土地）の取得は3%	
県たばこ税				紙巻たばこ 692円/千本 旧3級品 329円/千本		紙巻たばこ 868円/千本 旧3級品 413円/千本				紙巻たばこ 969円/千本 旧3級品 461円/千本	
自動車税									グリーン化特例 (配課・重課) の創設		
(☆税率の一例)											
自動車取得税											
軽油引取税		暫定税率の適用 32,100円/ℓ ² (本則税率15,000円/ℓ ²)									
その他				【地方消費税の創設】 (消費税(国税)4%、地方消費税1%)			特別地方消費税の廃止			＜当県独自＞ 【創業5年以内のNPO法人に対する減免制度の創設】 (法人県民税均等割)	狩猟税(目的税) の創設 狩猟者登録税・入 猟税の廃止
不動産取得税		税率4% 住宅及び土地に係る税率の特例措置(3%)を、H21.3.31まで延長 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置として、H18.4.1から、H20.3.31までの2年間に限り3.5%	住宅以外の家屋に係る税率の特例措置の廃止(標準税率4%を適用)	住宅及び土地に係る税率の特例措置をH24.3.31まで延長		住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H27.3.31まで延長				住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H30.3.31まで延長	
県たばこ税		紙巻たばこ 1,074円/千本 旧3級品 511円/千本			紙巻たばこ 1,504円/千本 旧3級品 716円/千本			紙巻たばこ 860円/千本 旧3級品 411円/千本		旧3級品 481円/千本	旧3級品 551円/千本
自動車税											
(☆税率の一例)											
自動車取得税			暫定税率失効に伴い、H20.4月以降は3% H20.5月以降は5%	一般財源化(普通税)	暫定税率の廃止 (適用税率は5%)			税率の引下げ 営業用自動車 2% 及び軽自動車 3% 自家用自動車			
軽油引取税			暫定税率失効に伴い、H20.4月以降は15,000円/ℓ ² H20.5月以降は32,100円/ℓ ²	一般財源化(普通税)	暫定税率の廃止 (適用税率は32,100円/ℓ ²)						
その他	＜当県独自＞ 【信州ものづくり産業投資応援減税の創設】 (不動産取得税)	＜当県独自＞ 【創業等応援減税の創設】 (事業税/H18・19年度の自動車税)	＜当県独自＞ 【消防団活動応援減税を創設】 (事業税)					消費税率の引上げ 消費税(国税)6.3% 地方消費税1.7%	狩猟税に係る軽減措置の拡充 → 対象鳥獣捕獲員 → 非猟税 業者 → 非猟税 → 有章鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲従事者 → 税率1/2		

	30	令和元年度	2	3	6	7	8
不動産取得税	住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R3.3.31まで延長			住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R6.3.31まで延長	住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R9.3.31まで延長		
県たばこ税	H30.10.1以降 紙巻たばこ 930円／千本 加熱式たばこの課税区分新設 H30.4.1以降 旧3級品 656円／千本		R2.10.1以降 紙巻たばこ 1,000円／千本 葉巻たばこ 0.7g未満→0.7本	R3.10.1以降 紙巻たばこ 1,070円／千本 葉巻たばこ 1g未満→1本			R8.10.1以降 加熱式たばこ 1,070円／千本
自動車税		種別制標準税率の引下げ ※R1.10.1以後に新車新規登録を受けた 自家用乗用車 環境性能制の創設（R1.10.1） 自家用乗用車に係る臨時的軽減措置 （～R2.9.30）	環境性能制 自家用乗用車に係る臨時的軽減措置 を、R3.3.31まで延長	環境性能制 自家用乗用車に係る臨時的軽減措置を、 R3.12.31まで延長		自動車税種別制 グリーン化特例を、R10.3.31まで延長 環境性能制 R8.3.31廃止	自動車税（環境性能制）の廃止に伴い、 更（種別制）を削除し、自動車税に名称変更
（☆税率の一例）		☆乗用車（自家用・1人2以下） 25,000円					
自動車取得税		R1.9.30廃止					
軽油引取税							当分の間税率の廃止 R8.4.1以降15,000円／ℓ
その他		消費税率の引上げ R1.10.1～ 標準税率 消費税（国税）7.8% 地方消費税 2.2% 軽減税率 消費税（国税）6.24% 地方消費税 1.76%					<当県独自> 【宿泊税（法定外目的税）の創設】 （1人1泊につき300円（制度開始3年間は200円））

10 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移

1 令和7年度の実績

件数 11万3,533件（前年度比 +4万3,327件、161.7%）

金額 14億6,881万1,268円（前年度比 +4億8,922万4,233円、149.9%）

【寄付内訳】

	件数	金額（円）
一般寄付	112,995	1,398,542,000
ガチなが	538	70,269,268

（参考）令和6年度 件数：70,206件 金額979,587,035円

2 一般寄付の使途希望

希望分野	件数	金額（円）
子ども・若者応援	14,841	184,526,000
脱炭素社会構築、自然・環境保全	10,893	134,931,000
教育・人づくり	5,765	71,784,000
防災・減災対策	4,231	52,944,000
移住・交流促進、観光	2,854	37,305,000
産業振興	2,053	26,797,000
その他/県に一任	72,358	890,255,000
合計	112,995	1,398,542,000

3 共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」の実績

類型	プロジェクト名	件数	金額（円）
クラウドファンディング型	こどもカフェ応援プロジェクト	49	4,306,173
	信州日本酒全国No.1プロジェクト	50	830,000
	信州つばさプロジェクト	20	630,000
	信州型フリースクール応援プロジェクト	4	37,000
	しなの鉄道支援プロジェクト	22	1,108,000
	がんと向き合う啓発事業	21	22,000
	信州未来の担い手育成支援事業「アストラ」	4	12,000
特定施策	信州「学び」応援寄付金	96	31,357,000
	ライチョウ保護プロジェクト	96	3,461,973
	沿道美化	20	1,819,000
	信濃の学生応援奨学金	21	555,000
	林業大学校の学生応援事業	17	909,000
	山岳遭難防止対策プロジェクト	93	8,959,000
個別使途		25	16,263,122
合計		538	70,269,268

4 ふるさと信州寄付金の実績（直近3年） ※取扱開始（H20.1.1）からの累計

区分	個人		法人・団体		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
R5年度	74,756	1,048,643,000	49	41,081,460	74,805	1,089,724,460
R6年度	70,112	928,128,856	94	51,458,179	70,206	979,587,035
R7年度	113,483	1,442,766,000	50	26,045,268	113,533	1,468,811,268
累計※	667,699	8,806,780,327	653	413,159,911	668,352	9,219,940,238

11 県税事務所管轄区域の状況

所 名	所 在 地	管 轄 区 域	市町村数 (R8. 4. 1現在)				管 轄 面 積 (k m ²)	人 口 総 数 (人)	世 帯 数 (世 帯)
			市	町	村	計			
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (026)233-5151 (代表)	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡	3	4	2	9	1,558.00	508,963	222,630
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515 * 中野市大字壁田955 (0269)22-3111 (代表)	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡	2	1	3	6	1,009.45	76,040	31,793
東信県税事務所	〒385-8533 * 佐久市跡部65-1 (0267)63-3111 (代表)	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	2	5	4	11	1,571.18	200,454	87,827
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555 * 上田市材木町1-2-6 (0268)23-1260 (代表)	上田市 東御市 小県郡	2	1	1	4	905.37	185,834	82,554
南信県税事務所	〒396-8666 * 伊那市荒井3497 (0265)78-2111 (代表)	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	2	3	3	8	1,348.40	172,253	75,975
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601 * 諏訪市上川1-1644-10 (0266)53-6000 (代表)	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	3	2	1	6	715.75	183,946	82,453
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 (0265)23-1111 (代表)	飯田市 下伊那郡	1	3	10	14	1,928.89	144,354	59,684
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 (0263)47-7800 (代表)	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	3	—	5	8	1,868.74	410,887	184,757
中信県税事務所 木曽事務所	〒397-8550 * 木曽郡木曽町福島2757-1 (0264)24-2211 (代表)	木曽郡	—	3	3	6	1,546.15	22,377	10,392
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 * 大町市大町1058-2 (0261)22-5111 (代表)	大町市 北安曇郡	1	1	3	5	1,109.65	53,241	24,131
県 庁	〒380-8570 * 長野市大字南長野字幅下692-2 (026)232-0111 (代表)								
	県 計		19	23	35	77	13,561.57	1,958,349	862,196

- (注) 1 人口総数・世帯数は、毎月人口異動調査(R8. 4. 1現在)資料による(推計値を含む。)
2 人口総数の県計は、県内市町村間の移動を考慮せず、国・都道府県間異動のみを加減して算出しているため、市町村間の移動を加減して算出している県税事務所管轄区域別人口総数とは、一致しない。
3 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(R8. 4. 1現在)による。
4 管轄面積は端数処理のため県計と内訳が一致しない場合がある。
5 郵便番号の後ろに*の表示のある所については、専用郵便番号であり、住所記載は不要

12 県税事務所管轄区域図

